

## 学術創成研究費の中間・事後評価について

平成15年6月24日  
日本学術振興会科学研究費委員会  
学術創成部会決定

学術創成研究費は、科学研究費補助金等による研究成果のうち優れた研究分野に着目し、当該研究分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図ることを目的とした研究種目であり、採択された研究課題については、中間・事後評価を行うこととしている。

このため、学術創成研究費の中間・事後評価については、学術創成部会において以下の要領で実施することとする。

### 1. 中間評価

- (1) 研究開始2年経過後の研究課題について、学術創成部会に研究代表者等を招集し、研究の進捗状況等についてヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリング結果により、必要に応じて現地調査を実施する。
- (3) ヒアリング結果及び現地調査を実施した場合はその結果に基づき、合議により中間評価を行う。
- (4) 中間評価結果に基づき、必要に応じて以後の研究経費の増減、研究の中止等を行う。
- (5) 中間評価の評価基準及び実施要領は、別に定める。

### 2. 事後評価

- (1) 研究期間が終了した研究課題について、研究代表者に研究終了報告書の提出を求め、その内容に基づき、計画、目的の達成度等について書面評価を実施する。
- (2) 書面評価結果により、必要に応じてヒアリングを実施する。
- (3) 書面評価結果及びヒアリングを実施した場合はその結果に基づき、合議により事後評価を行う。
- (4) 事後評価の評価基準及び実施要領は、別に定める。